

計画作成年度	令和2年度
計画主体	近江八幡市 東近江市 蒲生郡日野町 蒲生郡竜王町

東近江地域鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 近江八幡市産業経済部農業振興課
所在地 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
電話番号 0748-36-5514
FAX番号 0748-46-5320
メールアドレス 011002@city.omihachiman.lg.jp

〈連絡先〉

担当部署名 東近江市農林水産部林業振興課
所在地 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
電話番号 0748-24-5523
FAX番号 0748-23-8291
メールアドレス ringyou@city.higashiomi.lg.jp

〈連絡先〉

担当部署名 日野町農林課
所在地 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地
電話番号 0748-52-6563
FAX番号 0748-52-2043
メールアドレス nourin@town.shiga-hino.lg.jp

〈連絡先〉

担当部署名 竜王町農業振興課
所在地 滋賀県蒲生郡竜王町小口3番地
電話番号 0748-58-3706
FAX番号 0748-58-3730
メールアドレス dream@town.ryuoh.shiga.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・アライグマ・カニクイアライグマ(以下アライグマに含める)・カラス・カワウ・ドバト・スズメ・ヌートリア・オオバン
計画期間	令和2年度 ~ 令和4年度
対象地域	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成30年度)

地域	鳥獣の種類	被害の現状	
		品目	被害数値
東近江地域	イノシシ	水稲・麦・大豆・野菜・その他	17,083千円 18.96ha
	ニホンジカ	水稲・麦・大豆・野菜・その他	1,533千円 1.69ha
	ニホンザル	水稲・麦・大豆・野菜・その他	250千円 0.273ha
	ハクビシン		若干 若干
	アライグマ	果樹・野菜・その他	
	ヌートリア		
	カラス	水稲・麦・大豆・野菜・その他	若干 若干
	スズメ	水稲・麦・大豆・野菜・その他	51千円 5a
	ドバト	水稲・麦・大豆・野菜	若干 若干
	オオバン	麦類	若干 若干
	カワウ	魚類	若干 2漁業組合
		計	

地域	鳥獣の種類	被害の現状	
		品目	被害数値
近江八幡市	イノシシ	水稲 豆類 麦類 野菜	1,396千円 1.47ha
	ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシン ヌートリア	水稲 豆類 麦類 野菜 果樹	若干 若干
	ドバト	水稲 豆類 麦類 野菜	若干 若干
	スズメ	水稲 豆類 麦類 野菜	若干 若干
	カラス	水稲 豆類 麦類 野菜 果樹 畜産	若干 若干
	カワウ	魚類	若干 2漁業協同組合

東近江市	イノシシ	水 稲 豆 類	2,254千円	2.40ha
	ニホンジカ	水 稲	104千円	0.11ha
	ニホンザル	水 稲 豆 類	147千円	0.17ha
	カラス	水 稲 畜 産	若 干 若 干	若 干 若 干
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	野 菜	若 干	若 干
	カワウ	魚 類	若 干	若 干
	オオバン	麦 類	若 干	若 干
日 野 町	イノシシ	水 稲	12,246千円	13.80ha
	ニホンジカ	水 稲	1,429千円	1.58ha
	ニホンザル	水 稲 野 菜	94千円 9千円	0.10ha 0.003ha
	ハクビシン アライグマ	野 菜 果 樹	若 干 若 干	若 干 若 干
	カワウ	魚 類	若 干	若 干
	カラス	野 菜 畜 産	若 干 若 干	若 干 若 干
	スズメ	水 稲	51千円	5a
竜 王 町	イノシシ	水 稲 豆 類 麦 類 野 菜	1,187千円 若 干 若 干 若 干	1.29ha 若 干 若 干 若 干
	ニホンジカ	水 稲 豆 類 野 菜	若 干	若 干
	ニホンザル	水 稲 麦 類 野 菜 果 樹	若 干	若 干
	カラス	水 稲	若 干	若 干
	ハクビシン アライグマ	野 菜 果 樹	若 干 若 干	若 干 若 干
	スズメ	水 稲	若 干	若 干

(2) 被害の傾向

近江八幡市

イノシシ

近年日野川を侵入経路として生息域が広がり、河川沿いの平野部にある集落において農作物に被害が増加してきている。

また、織山については山の麓まで進出をしており、民家等の家庭菜園の掘り起し被害が報告されている。

ニホンジカ

近江八幡市内では大きな農作物被害がないものの、箕作山での捕獲があり、織山や安土山においても生息がしていると思われる。

しかし、捕獲されている個体数はごくわずかであり、近年増加している傾向も無いように思われる。

ハクビシン・アライグマ

主に野菜や果樹等への農作物被害があり、山の麓にある畑、また近年では市街地周辺の畑での被害が多く訴えられている。

生息域の拡大に伴って、家屋への被害が深刻になりつつあるなど、生息域及び個体数は増加しているように思われる。

カワウ

沖島町地先や伊崎半島周辺での水産業への被害が発生している。

カラス

主に田植えが行われた後水稻の引き抜きや、大中地域における牛への被害が報告されている。

スズメ

水稻の収穫前に実りをつけた穂を啄む被害が報告されている。例年被害が報告される地域は、津田干拓地域で7月・8月頃に被害が発生している。

ドバト

一部地域において、水稻等への被害が発生している。

ヌートリア

ヌートリアは、現在顕著な被害はないが、近年の目撃数の増加から被害が大きくなる可能性がある。

東近江市

イノシシ

イノシシは、鈴鹿山系山間、山麓地区だけでなく比較的標高の低い雪野山、箕作山、織山等の平野部の孤立した山や集落内の里山、また愛知川、日野川、佐久良川、白鳥川等を経路とした生息数が増加してきており、水稻、大豆、家庭菜園等被害が増加してきている。また、上記周辺の民家敷地周辺道路にも出没しており、通年にわたり自生する植物の球根や土中の生物等を捕食するため、水田基盤や法面の崩壊等農業施設の被害や生活環境被害も発生している。また近年人的被害が発生している。

ニホンザル

ニホンザルは、鈴鹿山系の山間、山麓部において通年水稻や大豆、果樹、小麦、家庭菜園の野菜等に被害を与えている。また近年家屋の瓦やテレビアンテナを壊す被害や人に威嚇をするサルも出没している。平野部では、群れから離れて行動するニホンザルが出没し、民家付近の野菜・果樹等に被害を与えている。

ニホンジカ

ニホンジカについては毎年相当数を捕獲しており有害捕獲や侵入防止フェンスの成果が出てきている。鈴鹿山系の山間部の農産物被害については減少しているが、杉や桧等の人工林被害及び山地の自然植生に対する被害は相変わらず出ている。

またイノシシと同様、愛知川、日野川、佐久良川、白鳥川等を経路とした河川沿いの地区において農作物の被害が出てきている。

ハクビシン・アライグマ・ヌートリア

ハクビシンやアライグマについて、ほぼ地域全域の民家近くの家庭菜園等の農作物被害が増加傾向にある。また家屋に住込むなど家屋の被害も出ている。ヌートリアについては、琵琶湖岸を中心に目撃が増加しており、農業被害が懸念されている。

カワウ

カワウについては、愛知川下流域に県下有数の大きな営巣地があり、琵琶湖および愛知川流域において、アユやホンモロコ等魚類の食害が深刻である。

カラス

カラス等は、全市で水稻・麦・果樹・野菜等に被害が出ている。

日野町

イノシシ

イノシシは、侵入防止柵の整備が進んだことから整備地区においては一定の被害軽減が見られるが、侵入防止柵の管理等が不十分な地区においては被害が継続して見られ、未整備地区への行動域の拡大により新たな被害地が発生している。さらに、公道や河川等の侵入防止柵等により封鎖できない箇所から侵入し被害を及ぼす傾向が強くなってきている。

また、耕作放棄地等が生息地になっていることから、この周辺の民家敷地にも出没するなど、生活環境被害や人的被害の危険性が高まってきている。さらに通年にわたり自生する植物の球根や土中の生物などを捕食するため、水田基盤や法面の崩壊等農業施設の被害も発生している。

ニホンザル

ニホンザルは町内の全域において水稻や果樹、小麦、家庭菜園の野菜等に被害を与えており、特に野菜クズ等の誘引物の放置や、家庭菜園における柵の未整備等の人的要因により発生している被害が多い。また、旧市街地や団地等には群れから離れて行動するハグレザルが出没しており、糞害等による生活環境被害が発生し、人的被害の危険性も高まっている。

しかしながら、電気柵や住民主体の追い払い活動による行動域の変化が見受けられる地域もある。

ニホンジカ

鈴鹿山系の山間部においては、杉や檜などの人工林被害及び山地の自然植生に対する影響が現れており、鈴鹿山麓部、綿向山及び布引山系等の周辺においては、水稻や小麦、大豆や家庭菜園の野菜等に被害を与えている。

近年、侵入防止柵の整備が進んだことから、整備地区においては一定の被害軽減が見られるが、侵入防止柵の管理等が不十分な地区においては被害が継続して見られ、未整備地区への行動域の拡大により新たな被害地が発生してきており、さらに、公道や河川等の侵入防止柵等で封鎖できない箇所から侵入し被害を及ぼす傾向が強くなってきている。

また、道路への飛び出しによる交通事故も後をたたない。

ハクビシン・アライグマ

町内のほぼ全域で野菜や果樹等の農作物被害に加えて、家屋被害等が発生している。近年の空家等の増加により、そこをねぐらとした個体が周辺で被害を発生させており、生息域は拡大傾向にある。

カワウ

当町の大正池に営巣地を形成しており、被害としては、この営巣地周辺における糞害と植生の荒廃等に加え、近接した箇所に位置する日野川ダムにおいてフナの食害が発生している。この食害は、大正池をねぐらとするカワウと町外から飛来するカワウの2種類がいる。

カラス

水稻・麦・果樹・野菜等に被害を及ぼしており、また牛の背中等をつつく等の畜産被害も発生している。

スズメ

一部の地域において水稻被害が発生している。

竜王町

イノシシ

雪野山や鏡山等において生息しており、水稻や麦、大豆、果樹、家庭菜園等の被害が発生している。さらに、日野川等を経路として生息域が広がり、河川沿いの地区において農作物に被害が発生している。

ニホンザル

群から離れて行動するニホンザルが出没することがあり、民家付近の野菜・果樹等の被害を与えることがある。

ニホンジカ

水稻・果樹等で被害が発生している。

以前はニホンジカが生息していなかった雪野山等において捕獲や目撃がされており、今後生息域の拡大に伴い被害が拡大する可能性がある。

アライグマ

町全域で野菜や果樹等の農作物被害や牛舎の飼料等の被害が発生し、加えて生活環境にも影響を与えている。

ハクビシン

町全域で果樹や野菜等の農作物被害が発生している。

カラス

水稻・麦・果樹・野菜等の被害が発生している。

スズメ

一部の地域で水稻被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

地域	指 標	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度）	
		被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
東近江地域	イノシシ	17,083千円	18.96ha	11,956千円	13.26ha
	ニホンジカ	1,533千円	1.69ha	1,072千円	1.17ha
	ニホンザル	250千円	0.27ha	174千円	0.18ha
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	若干	若干	若干	若干
	カワウ	若干	2漁業組合	若干	2漁業組合
	カラス	若干	若干	若干	若干
	オオバン	若干	若干	若干	若干
	スズメ	51千円	5a	35千円	3.5a
近江八幡市	イノシシ	1,396千円	1.47ha	977千円	1.02ha
	ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ヌートリア	若干	若干	若干	若干
	カワウ	若干	市内2漁業組合	若干	市内2漁業組合
	カラス	若干	若干	若干	若干
東近江市	イノシシ	2,254千円	2.40ha	1,577千円	1.68ha
	ニホンジカ	104千円	0.11ha	72千円	0.07ha
	ニホンザル	147千円	0.17ha	102千円	0.11ha
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	若干	若干	若干	若干
	カワウ	若干	若干	若干	若干
	オオバン	若干	若干	若干	若干
	カラス	若干	若干	若干	若干
日野町	イノシシ	12,246千円	13.80ha	8,572千円	9.66ha
	ニホンジカ	1,429千円	1.58ha	1,000千円	1.10ha
	ニホンザル	103千円	0.10ha	72千円	0.07ha
	ハクビシン アライグマ	若干	若干	若干	若干
	カワウ	若干	若干	若干	若干
	カラス	51千円	5a	35千円	3.5a
竜王町	イノシシ	1,187千円	1.29ha	830千円	0.90ha
	ニホンジカ	若干	若干	若干	若干
	ニホンザル ハクビシン アライグマ カワウ	若干	若干	若干	若干
	カラス	若干	若干	若干	若干
	スズメ	若干	若干	若干	若干

(4) 従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策	課 題
東近江地域	捕獲に関する取り組み	各市町により対応している。	市町をまたがる山地での捕獲に関しては関係市町が協力して実施する必要がある。 カワウの営巣地の対策についても所在市だけでなく広域的な対応が必要である。 また、森林域における樹木の新芽の食害や樹皮剥ぎ被害対策として防護柵、テープ巻き等の対策が必要である。
	防護柵の設置等に関する取り組み	市町ごとに農地周辺に侵入防止柵を設置している。 山地周辺には緩衝帯を整備している地区も多数ある。	山地周辺や河川沿いでの侵入防止柵の整備がすすむにつれて生息域の拡散が見られるため、山地横断道路での対策や河川内の対策が必要となってきた。
近江八幡市	捕獲に関する取り組み	地元猟友会に捕獲を委託している銃器・わなを活用して捕獲を推進 狩猟免許取得を推進 捕獲数は、イノシシ187頭/年(H28年度～H30年度平均)となっている。	被害生息地が拡大しており、捕獲者の養成が必要である。 また、猟友会会員の高齢化が進んでいることから、新規狩猟免許取得者の増加および技術の向上を図る必要がある。 外来獣の生息域が市街地にまで拡大しているため、農家や集落、自治会への啓発をすすめる必要がある。
	防護柵の設置等に関する取り組み	各被害集落ごとに農地周辺に侵入防止柵の整備を実施している。 平成30年度末の整備延長距離は金属柵約31kmとなっている。	獣害に対する意識と取り組みに地域差があるため、積極的に情報提供に努めていく必要がある。 今後は、侵入防止柵の維持管理に関する指導と啓発を行い、柵の効果を最大限発揮していく必要がある。
東近江市	捕獲に関する取り組み	市内猟友会会員で組織する実施隊(捕獲隊)により銃器及びわなを使用し捕獲を進めている。 捕獲数は、ニホンジカ970頭/年、イノシシ502頭/年(H28～H30平均)となっている。 外来獣についても年間通じて捕獲を実施している。 カワウについては、河川での漁業被害を軽減するため必要に応じ銃器による捕獲を実施している。	ハンターの減少による捕獲数低下を防ぐために捕獲者の養成が必要である。 また平野部の里山での農産物被害が増えてきているため捕獲の強化が必要がある。 外来獣の目撃や被害が市内全域への広がっているため捕獲の強化が必要である。 ニホンザル対策については、捕獲と併せて、地域での被害防止対策を実施する必要がある。 カワウ対策については追い払い活動を継続させていく必要がある。 森林域における、樹木の新芽の食害や樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止網や防護柵、テープ巻き等の対策を強化し、継続して実施する必要がある。
	防護柵の設置等に関する取り組み	山間山麓の農地周辺については、一部を除き完了出来ている。 また、緩衝帯整備についても野生動物の棲家にならないように進めている。 令和元年度末の整備延長距離は金属柵129km、サル対策用電気柵15kmとなっている。	河川沿いや里山周辺の被害が増えてきているため、新たに侵入防止柵の整備が必要となっている。また侵入防止柵のメンテナンスや緩衝帯の維持管理作業の重要性を啓発していく必要がある。

日 野 町	捕獲に関する取 り組み	<p>地元猟友会の協力により銃器による捕獲、また、被害集落においてわなによる捕獲をすすめている。狩猟免許取得の推進も行っており、捕獲者の養成をすすめている。</p> <p>捕獲数は、ニホンジカ299頭/年、イノシシ236頭/年、ニホンザル94頭/年(H28～H30平均)となっている。外来獣については、被害発生に応じて随時、捕獲を実施している。カワウに関しては、銃器により150羽/年(H28～H30平均)を捕獲している。</p> <p>ニホンジカ・イノシシについては、その捕獲個体の食品としての有効利用を目的に解体処理施設の整備支援や集落指導等を行っている。</p>	<p>ハンターの高齢化や減少に伴う捕獲数の低下を防ぐため、新規捕獲者の確保をすすめる必要がある。</p> <p>また、箱わな捕獲においては捕獲者の技術にばらつきが見られるため、研修会等を実施し個々の捕獲者の捕獲技術向上に取り組む必要がある。</p> <p>外来獣の生息域の拡大が見られることから、集落農業者等への啓発や情報提供が必要である。</p> <p>カワウに関しては、捕獲の継続と追い払い活動等が必要である。また、市町を越境する鳥獣でもあるため、県域で情報共有等、連携・協力が必要である。また、町境における隣接市町間の柔軟な捕獲体制の構築が必要。</p>
	防護柵の設置等 に関する取 り組み	<p>各被害集落ごとに侵入防止柵を整備しており、平成30年度末のワイヤーメッシュ柵の整備延長距離は約260kmとなっている。また、緩衝帯の整備も推進している。</p> <p>あわせて、獣の生態や防除対策等の研修会や集落環境点検等を実施し、集落主体による獣害対策を進めている。</p> <p>森林域においては、樹木の皮剥ぎ等の被害対策としてテープ巻等の対策を実施している。</p>	<p>侵入防止柵のほか、里山管理や緩衝帯の整備等による生息環境の棲み分け、また、追い払いや未収穫物の除去などを組み合わせた総合的な対策を進めていく必要がある。</p> <p>また、侵入防止柵のメンテナンスや緩衝帯の維持管理については、啓発による意思高揚によって適正管理をすすめる必要がある。</p> <p>また、集落間及び市町間の連携不足から連続的な防護整備や効果的な追い払い等が出来ていないことから、その連携・協力を進め広域的な対策としていく必要がある。</p>
竜 王 町	捕獲に関する取 り組み	<p>地元猟友会に委託して銃器、わなにより捕獲をすすめている。</p> <p>捕獲数は、イノシシ90頭/年、カラス150羽/年(H28～H30平均)となっている。</p> <p>外来獣については被害発生に応じて捕獲を実施している。</p>	<p>狩猟免許取得者を養成しハンターの減少による捕獲数の低下を補う必要がある。</p> <p>捕獲個体の有効利用を図る必要がある。</p> <p>外来獣の生息域が拡大しているため、農家や集落への啓発をすすめる必要がある。</p>
	防護柵の設置等 に関する取 り組み	<p>各被害集落ごとに農地周辺に侵入防止柵の整備を実施している。</p> <p>緩衝帯についても整備を推進している。</p> <p>平成30年度末の整備延長距離は金属柵(ワイヤーメッシュ)25kmとなっている。</p>	<p>獣害対策に対する取り組みに地域差があるため、学習活動や啓発をすすめる必要がある。</p> <p>侵入防止柵の維持管理に関しての指導、啓発が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

東近江地域としての取り組み

近江八幡市、東近江市及び竜王町にまたがる雪野山周辺では、イノシシによる深刻な農業被害が発生しており、各市町ごとに侵入防止柵の設置やわなによる捕獲をすすめているが、隣接する日野川や白鳥川を含めた一体的な対策が必要であるため、山系単位での市町を超えた研修活動をすすめていく。

また、東近江市と日野町にまたがる布引丘陵においては、複数のニホンザル群が活動しており周辺地域で大きな被害を発生させている。テレメリー調査等の成果を効率的に活用した地域連携による追い払い対策をすすめる。

また、森林域についても、獣害防止対策をすすめていく。

カワウについては、各市町において有害鳥獣捕獲等により対応するとともに、伊崎半島での営巣活動減少を目指した捕獲活動を琵琶湖全体での生息数の状況を見ながらすすめていく。あわせて日野町の溜池周辺の営巣地の対策をすすめる。

近江八幡市

イノシシ等の有害鳥獣の捕獲については地元猟友会等に業務を委託することにより実施するとともに、狩猟免許取得者養成を図る。

農地の防護については、侵入防止柵の設置と併せて誘因除去および捕獲を推進し、総合的な取り組みを行っていく。また、侵入防止柵は設置後の維持・管理が非常に重要となることから、集落への指導を行う。

外来獣については、民家地周辺での生息が多いことからその習性や対策について住民への情報提供を行っていく。

また、カワウについては、伊崎半島周辺で沖島漁業組合および猟友会会員と連携を図り、適時駆除を行う。

東近江市

捕獲については、地元猟友会に業務委託して、銃器、わなによる捕獲作業を実施するとともに、新規の狩猟免許取得者を増やしていく。

農地の防護については、侵入防護柵の未整備地域については整備を推進することと併せて、集落環境の点検や加害鳥獣の生態や習性についての学習会等を行う。また侵入防護柵の設置地域についてはメンテナンス等の維持管理作業を推進していく。

森林域については、樹木の新芽の食害や樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止網や防護柵、テープ巻き等を継続して実施していく。

里山の荒廃により野生獣の生息域が農地等に接近したために被害が拡大し、個体数の増加を招いていることから、緩衝帯整備と併せて里山全体の面的整備を行い野生獣との棲み分けを図る。

地域での追い払い活動や緩衝帯整備等を実施してもなお、農産物被害や生活被害等を発生させるニホンザル群において個体数調整を行うとともに、地域における追い払い活動等を推進していく。

外来獣は、主に民家周辺に生息しており、被害の多い地域には捕獲檻の貸出を行い、捕獲を行う。

カワウについては、琵琶湖内の漁場での追い払いと、河川等における追い払い及び捕獲を行う。

日野町

「捕獲」、「農地の防護」、「環境整備」の3つを主要な対策と位置づけ、獣の生態や防除対策等の研修会を実施のうえ、集落環境点検を実施し、その点検結果に基づき対策を進めていくこととする。

捕獲については、「地元猟友会による銃器による捕獲」と「集落におけるわな捕獲」を継続して実施していく。また、新規捕獲者の確保とあわせて個々の捕獲者の捕獲技術を向上させ、獣の侵入経路に罠を設置する等、限られた捕獲者のなかで最大限の捕獲ができるよう捕獲技術に関する研修会や現地指導等を実施する。町境における捕獲については、関係市町間が連携し捕獲できる体制を検討していく。

農地の防護については、獣の生息域の拡大等によって新たな被害地が発生していることから、未整備地区を中心に侵入防止柵の整備を進めるとともに、整備後も集落において定期的な点検や必要な補修等により防護効果を維持させられるよう適正管理を促す。

鳥獣からの被害をより軽減させるため、捕獲と農地防護にあわせて緩衝帯などの生息環境の整備も組み合わせながら総合的な対策をより進める。

また、集落間及び関係市町の連携による広域的な対策も図る。特にニホンザルについては、個体数調整とあわせて、集落ぐるみによる追い払いや放任果樹等の誘引物除去、緩衝帯整備、電気柵整備などによって、集落に寄せ付けないような対策を進める。

また、森林域においては、皮剥ぎ等の被害対策としてテープ巻等の対策を啓発していく。

竜王町

捕獲については、地元猟友会に業務を委託することにより実施するとともに、狩猟免許取得者養成を図り被害集落の農家と協力してすすめていく。

農地の防護については、防護柵の整備の推進と併せ、農地とその周辺を取り巻く集落環境点検を実施するとともに、加害鳥獣の生態や習性について地域での学習会等を行い、加害鳥獣を誘引している要因を除去する取組を行う。

外来獣は、主に民家地周辺等に生息しており、住民への啓発を行い、意識の高揚を図っていくとともに、捕獲や連絡体制の一元化を図っていく。

ニホンザルについては、集落ぐるみによる追い払い活動を行う。

カラス、スズメについては、住民等による防止活動を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>近江八幡市 捕獲(銃器・わな・檻)については猟友会等に業務を委託し、有害鳥獣捕獲等により通年捕獲を行う体制を構築する。 外来獣においては、農作物被害と併せて生活環境被害も近年大きくなっているため、住民等からの通報があれば随時対応する。</p>
<p>東近江市 捕獲については地元猟友会に業務委託して、銃器、わなによる個体数調整及び有害鳥獣捕獲により個体数管理を実施する。</p>
<p>日野町 地元猟友会による銃器捕獲を行うとともに被害集落の農業者等によるわな捕獲を行う。また、農作物に多大な被害をもたらす悪質なニホンザルの群については、業者への委託により個体数調整を実施する。</p>
<p>竜王町 地元猟友会と農家(狩猟免許取得者)が連携し個体数調整及び有害鳥獣捕獲により捕獲(銃器、わな)による個体数管理を実施する。 狩猟期間においては農家(狩猟免許取得者)が自主的にわなによる捕獲を行う。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

	年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
近江八幡市	令和2年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟免許取得のための研修会等 わなを増設し被害地区での捕獲を推進
		ハクビシン アライグマ ヌートリア	小型箱ワナにより被害が報告された箇所の周辺を中心に捕獲を推進
)	カラス ドバト スズメ	水稲作付時期に稲穂を啄む、また、野菜を植えた際に種子を掘り起こされるなどの被害があり、適時銃器による捕獲を行う。
		令和4年度	カワウ
東近江市	令和2年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟免許取得のための研修会等 わなを増設し被害地区での捕獲を推進する。
		ハクビシン アライグマ ヌートリア	小型捕獲器により被害箇所を中心に捕獲する。
	令和4年度	ニホンザル	加害傾向の強い群れにおいて個体数調整を実施する。
日野町	令和2年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カワウ	狩猟免許取得の支援 捕獲技術向上にかかる研修会等の開催 わな等の捕獲機材の導入・増設 センサーカメラ等ICTを活用した捕獲機材の導入 町境における関係市町の連携による捕獲体制の整備 加害傾向の強い群れにおいて個体数調整を実施する。
		令和4年度	その他鳥類
竜王町	令和2年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟免許取得のための研修会等 わなを増設し被害地区での捕獲を推進する。
		令和4年度	ハクビシン アライグマ

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の考え方

近江八幡市

イノシシについては、繁殖率が高く、かつ生息域が拡散してきているため、わな中心の捕獲により被害の軽減が図れる頭数を設定した。

ニホンジカについては、被害拡大が見込まれている状況であり、わな中心の捕獲により被害の軽減を図る。

また、イノシシ、ニホンジカについては、農家等の狩猟免許取得を推進し、捕獲数の増加を見込む。

カラスは、市域全体に分布しており、特に畜舎のある地域での被害報告が多いため、被害の実態に応じ銃器による捕獲を行う。

ドバトについても、被害の実態に応じて、適時銃器による捕獲を行う。

スズメについては、被害が報告される時期が例年限定されているため、適時銃器を用いて捕獲を行う。

外来獣(ハクビシン・アライグマ・ヌートリア)については、生息数の把握が困難であるが、近年捕獲数の増加および以前まで目撃者が無かった地域での出没がたびたび報告されていることも踏まえ、指定外来生物防除実施計画等に基づき可能な限り捕獲を行うものとする。

ニホンザルについては、農作物被害及び生活環境被害が発生しているため、今後の被害状況に応じた捕獲を検討していく。

カワウについては、伊崎半島および琵琶湖は鳥獣保護区に該当するため、特に漁業被害の集中する時期に有害許可捕獲にて集中的に捕獲を行う。

東近江市

イノシシについては、繁殖率が高く、かつ生息域が平野部に拡散してきているため、わな中心の捕獲により被害の軽減が図れる頭数を設定した。

ニホンザルについては、地域による追払いや緩衝帯等の生息環境整備を実施してもなお継続的に被害を発生させる特定の群において、県第二種特定鳥獣管理計画に基づき個体数調整のための捕獲を実施する。

ニホンジカについては、加害個体を中心に毎年約1,000頭を捕獲しており、農産物被害は少しずつであるが減少しているが、鈴鹿山系を中心に頭数が増えてきているため、安全に捕獲できる最大の頭数を設定した。

外来獣(ハクビシン、アライグマ、ヌートリア)については、生息数の把握が困難であるが、指定外来生物防除実施計画に基づき可能な限り捕獲を行うものとする。

カラス及びオオバンについては、被害の実態に応じて捕獲を行う。

カワウについては、特に漁業被害の集中する時期に河川漁場等において集中的に捕獲を行う。

日野町

《イノシシ》

イノシシについては、生息頭数の把握が困難であるが、多産型の獣であることや近年の被害が増加傾向にあることから、近年の捕獲実績等を考慮し捕獲頭数を設定した。また、捕獲とあわせて防護柵の適正管理等を促し、被害軽減に努める。

《ニホンジカ》

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)に規定の捕獲目標頭数に基づき可能な限り加害個体の捕獲に努めることとする。また、捕獲とあわせて防護柵の適正管理等を促し、被害軽減に努める。

《ニホンザル》

滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第4次)及び追加調査等に基づき、日野町を行動域とするニホンザルはおおよそ1,000頭と推測される。このことから、地域住民主体の被害防除等を継続して取り組み、悪質な個体等については有害捕獲(群の10%までの捕獲)を行う。また、被害防除等を行うのみでは、被害軽減が困難と判断される群れ等については、同計画に基づき個体数調整を行う。

《ハクビシン、アライグマ》

生息頭数の把握が困難であるが、被害は増加の傾向にあるため、滋賀県外来獣防除実施要領に基づき、随時、有害捕獲を行う。

《カワウ》

特に漁業被害の集中する時期に営巣地において集中的な捕獲を行う。

竜王町

イノシシについては、繁殖率が高く、かつ生息域が平野部に拡散してきているため、わな中心の捕獲により被害の軽減が図れる頭数を設定した。

ニホンジカについては、県第二種特定鳥獣管理計画に基づき捕獲する。

外来獣(ハクビシン、アライグマ)については、生息数の把握が困難であるが、指定外来生物防除実施計画に基づき可能な限り捕獲を行うものとする。

カラスについては、被害の実態に応じて捕獲を行う。

	対象獣種	捕獲計画頭数等		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
東近江地域	イノシシ	1,600頭	1,600頭	1,600頭
	ニホンジカ	2,080頭	2,080頭	2,080頭
	ニホンザル	200頭	200頭	200頭
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	575頭	575頭	575頭
	カラス	1,350羽	1,350羽	1,350羽
	オオバン	50羽	50羽	50羽
	カワウ	500羽	500羽	500羽
近江八幡市	イノシシ	350頭	350頭	350頭
	ニホンジカ	15頭	15頭	15頭
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	110頭	110頭	110頭
	カラス	600羽	600羽	600羽
	カワウ	100羽	100羽	100羽
東近江市	イノシシ	800頭	800頭	800頭
	ニホンジカ	1,700頭	1,700頭	1,700頭
	ニホンザル	100頭	100頭	100頭
	ハクビシン アライグマ ヌートリア	300頭	300頭	300頭
	カラス	500羽	500羽	500羽
	オオバン	50羽	50羽	50羽
	カワウ	100羽	100羽	100羽
日野町	イノシシ	300頭	300頭	300頭
	ニホンジカ	350頭	350頭	350頭
	ニホンザル	100頭	100頭	100頭
	ハクビシン アライグマ	100頭	100頭	100頭
	カラス	50羽	50羽	50羽
	カワウ	300羽	300羽	300羽
竜王町	イノシシ	150頭	150頭	150頭
	ニホンジカ	15頭	15頭	15頭
	ハクビシン アライグマ	65頭	65頭	65頭
	カラス	200羽	200羽	200羽

捕獲等の取り組み内容

<p>近江八幡市 対象区域は近江八幡市全域とし、銃器及びわなを用いて対象鳥獣の捕獲を実施するとともに、ICT等の新技術を活用した捕獲も実施する。 また、イノシシ、ニホンジカの有害鳥獣捕獲は通年とする。 カラスについては、牛舎および水稲の圃場が集中しているエリアを中心に、随時銃器による捕獲を行う。 外来獣(ハクビシン、アライグマ、ヌートリア)については、小型捕獲器により随時捕獲を行う。 カワウについては、エリ漁における漁具に対する被害も発生しており、随時銃器による捕獲を行う。</p>
<p>東近江市 鈴鹿山地及び山麓、布引山系に生息しているニホンジカ、イノシシについては、銃器およびわなを中心に捕獲を実施する。それ以外の孤立山塊等については、わなによる捕獲を実施する。 ニホンザルについては、わな中心の捕獲にあわせて、花火等による追払いを実施する。 外来獣(ハクビシン、アライグマ、ヌートリア)については小型捕獲器により随時捕獲を実施する。 カラス及びオオバンについては、被害エリアを中心に銃器による捕獲を実施する。 カワウについては、5月の鮎苗放流期から9月頃に漁業権の設定された河川内に飛来するため、銃器による捕獲および花火等による追払いを実施する。</p>
<p>日野町 対象地域は町全域とし、ニホンジカ、イノシシについては、狩猟期間を含めた通年とする。 捕獲方法は猟友会による銃器捕獲及び農業者等を中心とした集落ぐるみによるわな捕獲とし、相互の協力による効果的な捕獲体制により実施する。また、ICT等の新たな技術による捕獲も実施する。 ニホンザルについては、捕獲にあわせて、花火等による追い払いなどにより集落に寄せ付けない対策をすすめる。 外来獣(ハクビシン、アライグマ)については、小型捕獲器により随時捕獲を行う。 カワウについては、銃器による捕獲および花火等による追払いを実施する。</p>
<p>竜王町 捕獲については、わな、銃器による捕獲を行う。 有害鳥獣捕獲期間は、狩猟期間を除く全期間とするが、狩猟期間においても地元猟友会の協力により捕獲をすすめる。 外来獣(ハクビシン・アライグマ)については、小型捕獲器により随時捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

<p>近江八幡市 くくり罠による捕獲時に遠方から安全に止め刺しを行う必要があるため、第一種狩猟免許所持者がライフル銃を使用する。</p>
--

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
日野町	ニホンジカ(保護管理計画に基づく個体数調整)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

	対象鳥獣	整備内容		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
近江八幡市	イノシシ	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 1.0km	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 2.0km	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 2.0km
東近江市	イノシシ ニホンジカ	金属パネル(メッキ)柵 (H=2.0m) 1.2km	金属パネル(メッキ)柵 (H=2.0m) 1.0km	金属パネル(メッキ)柵 (H=2.0m) 1.0km
	イノシシ	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 2.4km	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 1.5km	金属パネル(メッキ)柵 (H=1.2m) 1.5km
	ニホンザル	電気柵 (3段) 2.9km	電気柵 (3段) 2.0km	電気柵 (3段) 2.0km
日野町	イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m) 10.0km	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m) 10.0km	ワイヤーメッシュ柵 (H=2.0m) 10.0km
竜王町	イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ(パネル)柵 (H=2.0m) 2.0km	ワイヤーメッシュ(パネル)柵 (H=2.0m) 2.0km	ワイヤーメッシュ(パネル)柵 (H=2.0m) 2.0km

(2) その他被害防止に関する取組

	年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
近 江 八 幡 市	令和2年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス ハクビシン アライグマ ヌートリア	侵入防止柵の維持管理の指導 花火による追い払いにより対応 集落への被害防除知識の普及活動
	令和3年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス ハクビシン アライグマ ヌートリア	侵入防止柵の維持管理の指導 花火による追い払いにより対応 集落への被害防除知識の普及活動
	令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル カラス ハクビシン アライグマ ヌートリア	侵入防止柵の維持管理の指導 花火による追い払いにより対応 集落への被害防除知識の普及活動
東 近 江 市	令和2年度	イノシシ	緩衝帯の維持管理を推進するとともに里山全体の整備を推進と侵入防止柵の維持管理
		ニホンジカ	森林域の樹木の食害防止対策及び樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止網や防護柵、テープ巻き等の実施
		ニホンザル	緩衝帯設置により移動経路遮断のため伐採を実施。 地域ぐるみで継続的な花火等による追い払いを実施しても、なお被害を発生させている群れには個体数調整を実施
		カラス オオバン カワウ	銃器捕獲及び花火等による追い払いを実施
	令和3年度	ハクビシン アライグマ ヌートリア	小型捕獲器により被害個所を中心に捕獲
		イノシシ	緩衝帯の維持管理を推進するとともに里山全体の整備を推進と侵入防止柵の維持管理
		ニホンジカ	森林域の樹木の食害防止対策及び樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止網や防護柵、テープ巻き等の実施
		ニホンザル	緩衝帯設置及び移動経路遮断のための伐採を実施 地域ぐるみで継続的な花火等による追い払いを実施しても、なお被害を発生させている群れには個体数調整を実施
	令和4年度	カラス オオバン カワウ	銃器捕獲及び花火等による追い払いを実施
		ハクビシン アライグマ ヌートリア	小型捕獲器により被害個所を中心に捕獲
		イノシシ	緩衝帯の維持管理を推進するとともに里山全体の整備を推進と侵入防止柵の維持管理
		ニホンジカ	森林域の樹木の食害防止対策及び樹皮剥ぎ被害対策として、食害防止網や防護柵、テープ巻き等の実施

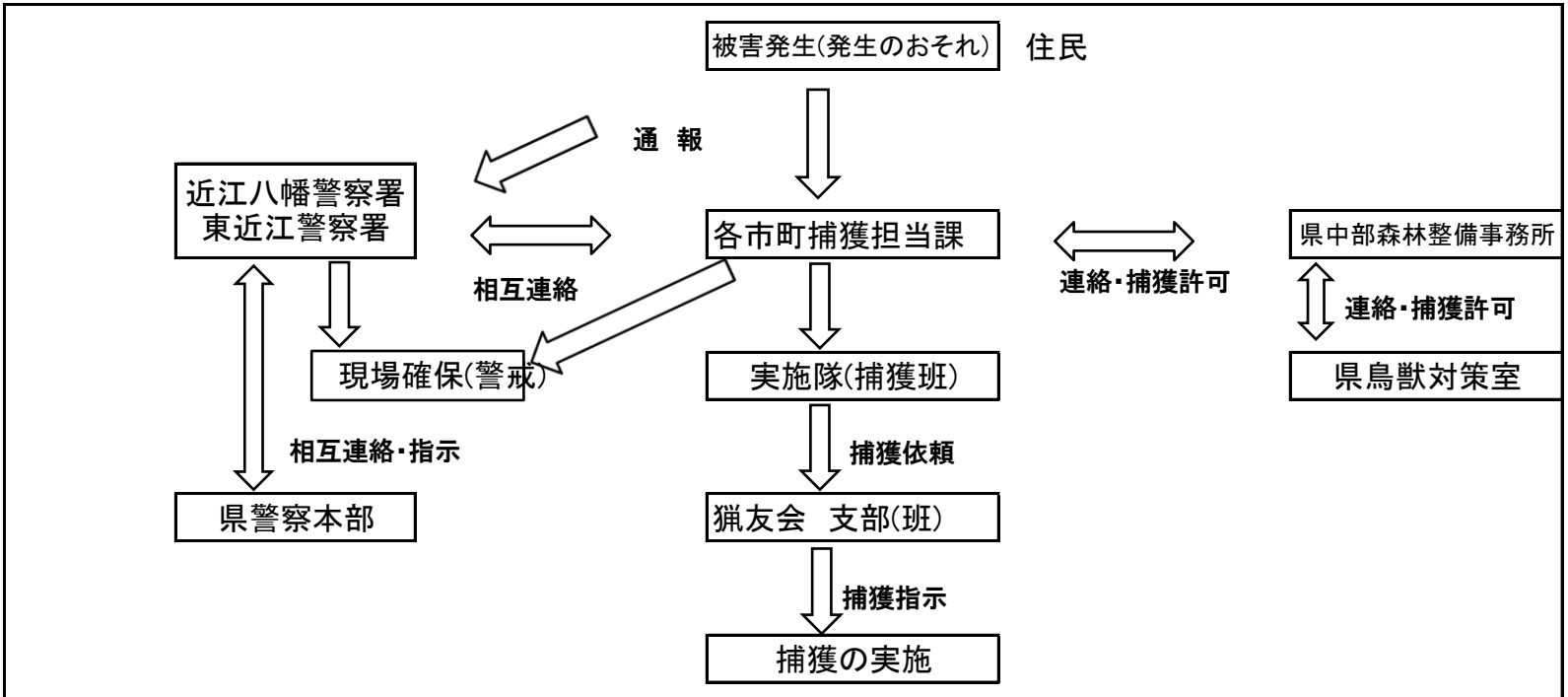
日 野 町	令和2年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カワウ その他鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・獣の生態や防除対策に関する研修会や集落環境点検の実施 ・点検結果に基づく侵入防止柵の適切な維持・管理の推進 ・点検結果に基づき放任果樹等の誘引物の除去 ・緩衝帯の整備等による生息環境管理 ・集落への被害防除知識の普及活動 ・隣接集落間および隣接市町間の連携・協力による防護柵の整備、追い払い等の推進 ・地域の獣害対策の担い手育成としてリーダー研修会等の実施 ・樹木の食害防止対策
	令和3年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カワウ その他鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・獣の生態や防除対策に関する研修会や集落環境点検の実施 ・点検結果に基づく侵入防止柵の適切な維持・管理の推進 ・点検結果に基づき放任果樹等の誘引物の除去 ・緩衝帯の整備等による生息環境管理 ・集落への被害防除知識の普及活動 ・隣接集落間および隣接市町間の連携・協力による防護柵の整備、追い払い等の推進 ・地域の獣害対策の担い手育成としてリーダー研修会等の実施 ・樹木の食害防止対策
	令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カワウ その他鳥類	<ul style="list-style-type: none"> ・獣の生態や防除対策に関する研修会や集落環境点検の実施 ・点検結果に基づく侵入防止柵の適切な維持・管理の推進 ・点検結果に基づき放任果樹等の誘引物の除去 ・緩衝帯の整備等による生息環境管理 ・集落への被害防除知識の普及活動 ・隣接集落間および隣接市町間の連携・協力による防護柵の整備、追い払い等の推進 ・地域の獣害対策の担い手育成としてリーダー研修会等の実施 ・樹木の食害防止対策
竜 王 町	令和2年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カラス	<p>被害対象地区住民への啓発活動や学習会の開催 住民による追い払い活動の推進 侵入防止柵等の維持管理および管理指導</p>
	令和3年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カラス	<p>被害対象地区住民への啓発活動や学習会の開催 住民による追い払い活動の推進 侵入防止柵等の維持管理および管理指導</p>
	令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ カラス	<p>被害対象地区住民への啓発活動や学習会の開催 住民による追い払い活動の推進 侵入防止柵等の維持管理および管理指導</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る障害が生じ、または生じるおそれがある場合の
 対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
滋賀県中部森林整備事務所	許認可関係の対応
滋賀県近江八幡警察署 生活安全課	各関係機関への連絡及び現場確保
滋賀県東近江警察署 生活安全課	各関係機関への連絡及び現場確保
各市町 捕獲担当課	関係機関への連絡及び捕獲等の依頼
被害対策実施隊(捕獲班)	捕獲体制の連絡及び実施
滋賀県猟友会 支部(班)	捕獲の実施

(2) 緊急時の体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

近江八幡市

捕獲をした対象鳥獣については、基本的には現場での埋却処分を行う。また、埋設が不可能な場所等で捕獲された場合は、近江八幡市環境エネルギーセンターでの焼却処分を行う。

東近江市

市内には焼却処分出来る施設が無いいため、捕獲現場等で適切に埋設処理を行う。

日野町

活用できるものについては猟友会等により有効活用を図る。活用不能なものについては捕獲現場で適切に埋設処理を行う。

竜王町

捕獲現場等で適切に埋設処理を行う。一部は猟友会で食肉として処理している。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

近江八幡市

当市内には、鳥獣を衛生的にと殺・処理できる施設がなく、冬期においては猟友会員による有効利用はされているものの、春から秋にかけては食肉としての価値も低く、また安定供給の面を考慮しても当市の捕獲頭数では困難なため、利用推進が困難と考えられる。

東近江市

現在、市内にはニホンジカやイノシシ等の食肉加工施設が無いため流通販売は困難である。また鈴鹿山系の山間、山麓等で捕獲した個体は、搬出が困難であるが、活用できるものについては捕獲した猟友会等によりジビエ料理店等に有効活用を図る。

日野町

利用可能な個体については、地元猟友会の有志で構成されている獣美恵堂において、解体・処理加工等が行われており、その獣美恵堂と連携・協力し学校給食や飲食店への獣肉の提供等を行うことで捕獲獣の有効活用を推進している。

今後についても衛生管理の徹底を行うこととあわせ、広報やイベント等を通じながら獣肉に対する消費者の理解を得ていくよう働きかけを行い、鳥獣被害対策や地域活性化の取り組みを行う。

竜王町

処理加工施設等などの整備が行われていないため、現状特に決まったことはないが、今後は利用を視野に入れて必要に応じて検討をしていく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

東近江地域	協議会の名称	東近江地域鳥獣被害防止対策協議会
	構成機関の名称	役 割
	近江八幡市獣害対策協議会	集落、農家への普及啓発 協議会の運営、対策の計画及び実施 漁業者への普及啓発
	東近江市野生動物保護管理対策協議会	
	日野町有害鳥獣被害対策協議会	
	竜王町有害鳥獣対策協議会	
	滋賀県漁業協同組合連合会	
滋賀県農政水産部水産課		
近江八幡市	協議会の名称	近江八幡市獣害対策協議会
	被害集落代表者	被害調査、集落への普及啓発
	滋賀県農業共済組合 東部支所	農業者への普及啓発
	グリーン近江農業協同組合市内各支店	農業者への普及啓発
	近江八幡市農業委員会	農業者への普及啓発
	滋賀県猟友会八幡支部	有害捕獲の実施
	滋賀県猟友会八日市支部安土	
	鳥獣保護員	鳥獣保護面での調整
	市内生産森林組合	防除対策の指導、被害調査
	近江八幡市市民部環境課	生活環境被害における対策の実施
	近江八幡市産業経済部農業振興課	協議会の運営、対策の計画及び実施
東近江市	協議会の名称	東近江市野生動物保護管理対策協議会
	東近江市農林水産部林業振興課	協議会の運営、対策の計画及び実施
	東近江市農業委員会	農業者への普及啓発
	市内農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県農業共済組合 東部支所	防除対策の指導、情報提供
	市内2森林組合	防除対策の指導、施工、被害等調査
	市内3漁業協同組合	漁業者への普及啓発
被害防止実施隊(捕獲班) 市内6猟友会	個体数調整、有害捕獲の計画及び実施	
日野町	協議会の名称	日野町有害鳥獣被害対策協議会
	滋賀中央森林組合 日野事業所	防除対策の指導、施工、被害等調査
	滋賀県農業共済組合 東部支所	防除対策の指導、情報提供
	日野町猟友会	個体数調整、有害捕獲の計画及び実施
	グリーン近江農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県東近江農業農村振興事務所	専門的知識による助言、法律的な対応
	日野町農業委員会	農業技術の検証 有害鳥獣対策、施策を関係機関に建議等の実施
	有害鳥獣被害地区代表	被害防除の実施及び普及啓発 集落・農地周辺の管理の実施 モニタリングの記録
	日野町 農林課	協議会の運営、対策の計画及び実施
竜王町	協議会の名称	竜王町獣害対策協議会
	グリーン近江農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県農業共済組合 東部支所	防除対策の指導、情報提供
	竜王町猟友会	個体数調整、有害捕獲の計画及び実施
	竜王町農業振興課	協議会の運営、対策の計画及び実施
有害鳥獣被害地区代表	集落ぐるみの総合的な取組の推進・実践	

(2) 関係機関に関する事項

	関係機関の名称	役割
東近江地域	滋賀県東近江農業農村振興事務所	調査実施、柵設置指導、研修等開催の助言 関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県獣害対策アドバイザー	技術的な助言・指導
	東近江地域農業センター	関係機関との調整、情報提供
近江八幡市	滋賀県東近江農業農村振興事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県獣害対策アドバイザー	技術的な助言・指導
東近江市	滋賀県東近江農業農村振興事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県立大学 環境生態学科	調査、事業執行の指導助言
	(株)野生動物保護管理事務所 関西分室	調査実施、事業執行の指導助言
日野町	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供
	獣美恵堂	捕獲されたシカ・イノシシ肉の有効活用
	滋賀県獣害対策アドバイザー	技術的な助言・指導
	日野町有害鳥獣被害対策協議会 オブザーバー委員	専門的知識による助言
竜王町	滋賀県東近江農業農村振興事務所	関係機関との調整、情報提供
	滋賀県中部森林整備事務所	関係機関との調整、情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>近江八幡市</p> <p>被害対策実施隊とし、主に被害防止対策の啓発指導を行う担当市職員を指名する。 被害防止啓発指導、地域へ出向いての点検調査、学習会等の被害防止に係る啓発指導、侵入防止柵の設置指導、民家地域における外来獣の捕獲等を行う。</p> <p>東近江市</p> <p>被害対策実施隊として、主に被害防止対策の啓発指導を行う担当職員の指名と、主に有害捕獲及び個体数調整に従事する民間の狩猟免許所有者(猟友会会員)、捕獲の指揮監督及び調整を行う地域担当(狩猟者)を任命する。</p> <p>・被害防止啓発指導 地域へ出向いての点検調査、学習会等の被害防止に係る啓発指導 住民施工による侵入防止フェンスの設置指導等 民家地域における外来獣の捕獲等</p> <p>・捕獲班 市内7地区における捕獲の区域調整や隣接地区との共同捕獲等 有害捕獲従事者による捕獲班を編成し捕獲の指揮監督 有害捕獲及び個体数調整の実施</p> <p>日野町</p> <p>被害対策実施隊として、主に被害防止対策の啓発指導、生息調査等を行う担当市職員及び協議会職員の任命と、主に有害捕獲及び個体数調整に従事する民間の狩猟免許所有者(猟友会会員)、捕獲の指揮監督及び調整、技術指導等を行う地域担当(狩猟者)を任命する。</p> <p>竜王町</p> <p>被害対策実施隊とし、主に被害防止対策の啓発指導を行う担当町職員の指名と、主に地元猟友会と協力して捕獲を行う民間の狩猟免許取得者を任命する。</p> <p>・被害防止啓発指導 地域へ出向いての点検調査、学習会等の被害防止に係る啓発指導 住民施工による侵入防止柵の設置指導等 民家地域における外来獣の捕獲等</p> <p>・捕獲担当 有害捕獲従事者として捕獲</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近江八幡市

農地の侵入防止柵は被害地区の自治会や農事改良組合・農業組合など、集落の直営により設置する。

東近江市

農地の侵入防止柵は被害地区の農業組合等が設置する。
緩衝帯の設置のための里山等の整備は地元地区、協議会が実施する。

日野町

日野町有害鳥獣被害対策協議会が中心になり、有害鳥獣に係る調査・集落環境点検を含めた研修会等を実施し、被害集落において集落ぐるみで対策が実施できるよう支援する。

また、町全体で対策に対する理解を深めてもらえるように広報等を通じて情報提供や普及啓発を行う。

また、広域的な施策については、関係市町・関係機関連携のうえ対応する。

竜王町

農地等の侵入防止柵は、被害地区等が設置する。
緩衝帯の設置のための里山等の整備は地元地区、協議会が実施する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近江八幡市

ニホンザルへの対策として、花火等を用いた住民による追い払い等の活動を推進する。
また、広域連携で対策を実施するため、狩猟の担い手育成として広域的にわな等の講習会受講費用を助成する。

東近江市

電気柵を個人で設置されている地域があるため「電気柵の正しい設置方法」等のパンフレットを各地域に配布し安全対策の周知をしていく。

日野町

不適切なワイヤーメッシュ柵・電気柵の設置による獣の侵入や感電事故等が発生しないよう、その防止に向けた取り組みとして日野町有害鳥獣被害対策協議会を中心とした適切な施工方法の現場指導や、広報による普及啓発等を行う。

竜王町

個人で電気柵の設置を行われている地域があることから、電気柵による危害防止、適切な施行方法の現場指導や普及啓発を行う。